

## 新たな神戸の防災教育の推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、『神戸発「生きる力」を育む防災教育の推進（平成25年3月新たな神戸の防災教育検討委員会提言）』に基づいた防災教育を推進するためのモデル事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本事業は、「新たな神戸の防災教育」をキーワードに、神戸市立学校園に提案するための防災教育カリキュラムの作成や防災教育の取組を推進することを目的とする。

### (実践研究校園の指定)

第3条 本事業は、『神戸発「生きる力」を育む防災教育の推進』に関する先導的な取組を行う学校園を「新たな神戸の防災教育の推進事業 実践研究校園」（以下「防災教育実践研究校園」という。）に指定し、その研究実践を推進する方法により実施する。

2 防災教育実践研究校園の指定期間は1年間とする。

### (実践研究校園の役割)

第4条 防災教育実践研究校園は、日常的な教育活動の中に防災教育の推進を位置付け、計画的、意図的に実践を積み重ね、発達段階に応じて系統立てて指導するための方法を探りながら、先進的・先導的な実践研究を行う。また、実践研究の成果について広く全市に情報を発信し、神戸市立学校園の教育活動の向上に役立てるものとする。

### (実践研究校園に対する支援)

第5条 防災教育実践研究校園に対しては、下記の支援を行う。

- (1) 予算の範囲内における事業の実施に必要な資金的支援
- (2) 指導主事による支援
- (3) 連携大学の教員や専門家からの必要に応じた専門的支援

### (応募手続き等)

第6条 防災教育実践研究校園の指定を希望する校園長は、「新たな神戸の防災教育の推進事業応募票及び計画書」（様式1）を教育委員会事務局あてに提出する。

2 教育委員会事務局は、第1項の規定によって提出された応募票等に基づいて審査を行い、防災教育実践研究校園としての指定を行う。

3 防災教育実践研究校園の校園長は、事業終了後速やかに、実施報告書（様式は別途定める。）を、教育委員会事務局に提出する。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。